

下関市養育費確保支援事業

養育費とは、こどもが経済的・社会的に自立するまでに必要な費用(衣食住、教育、医療にかかる費用など)のことです。こどもの健やかな成長を支えるため、親としての経済的な責任を果たすことはとても大切なことです。こどもを監護(養育)している親は、他方の親から養育費を受け取ることができます。

下関市では、養育費の取決めや養育費の確保をサポートするため、養育費確保支援事業を実施しています。支援要件や申請期限がありますので、まずは下記までご相談ください。

「お問合せ先」 下関市こども未来部こども家庭支援課 ☎083-231-1358

【対象者】

① 母子家庭の母または父子家庭の父で、下関市内に住所があること。
② 養育費の取決めの対象となっているこども(20歳未満)の養育費の請求権があること。 ※ 離婚前の場合、請求権を有する見込みがあること。(養育費請求調停等の申立のみ)
③ 養育費確保のための経費を負担していること。
④ 過去に同様の補助金や給付金等を受給していないこと。(国、他の自治体等を含む) ※ 例外もあります。
⑤ 各支援メニューの「支援要件」を満たしている方 ※ <u>各支援メニューには、それぞれ「申請期限」がございますので、お問合せください。</u>

【支援内容】

養育費の取決め(※1 債務名義)に対するサポート

No	支援メニュー	支援対象経費
①	公正証書作成費用	公正証書作成のための公証人手数料、戸籍謄本等の書類取得費用等
		上限額:30,000円
②	養育費請求調停等の申立費用	調停申立等に係る収入印紙、予納切手代、戸籍謄本等の書類取得費用等
		上限額:30,000円

(※1) 「債務名義」とは、財産の差押え等の強制執行を行うために必要な公的機関が作成した文書のことです。

【例】公正証書(強制執行認諾条項付)、調停調書、審判書

養育費の履行を確保するためのサポート

No	支援メニュー	支援対象経費	支援要件
③	養育費保証契約の保証料	養育費保証契約の締結に係る保証料	<input type="checkbox"/> 養育費取決めに関する債務名義があること (※1 表面参照) <input type="checkbox"/> 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること (※2)
		上限額: 50,000 円	
④	強制執行等申立費用 (※3)	① 強制執行等申立に係る収入印紙、予納切手代、戸籍謄本等の書類取得費用等	<input type="checkbox"/> 養育費取決めに関する債務名義があること (※1 表面参照) <input type="checkbox"/> 強制執行等申立を行っていること(①の場合のみ) <input type="checkbox"/> 弁護士等と強制執行等申立に係る契約を締結していること(②の場合のみ)
		上限額: 30,000 円	
		② 弁護士に依頼する場合の強制執行等申立に係る費用 (※4)	
		上限額: 100,000 円	

(※2) 「養育費保証契約」とは、養育費の支払が滞った際、保証会社が立て替えて金銭を支払い、契約者に代わって相手(養育費支払義務者)に請求する契約のことです。

(※3) 「強制執行等」とは、強制執行申立手続き、財産開示手続き、第三者からの情報取得手続きを含みます。

(※4) 弁護士等(法人含む)に依頼する際に発生する費用のうち、着手金のみが対象となります。成功報酬は対象となりません。

ひとり親家庭等の方への相談窓口 (下関市役所 東棟1階 C3 窓口)

〒750-8521 下関市南部町1番1号

こども未来部こども家庭支援課 相談支援係 ☎ 083-231-1358



養育費や子育て、お仕事に関することなど、離婚前後で抱えている不安や悩みに、母子・父子自立支援員が寄り添って相談に応じます。プライバシーに配慮し、個室での相談もできますので、お気軽にご相談ください。

【養育費確保支援】



【ひとり親医療費助成】



【児童扶養手当】



【貸付金制度】

